

○財務省告示第四十九号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十八年一月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

名 称 及 び 記 号	個 人 向 け 利 付 国 庫 債 券 （ 変 動 ・ ）
三	二
振替法の適	発行の根拠
用等	法律及びそ
社債、株式等の振替に関する法	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項
律（平成十三年法律第七十五号）。	十年）（第六十九回）

用
利
率

十一
初期利子

十二

十三
十四
十五
十六

償
償
還
還

期
期
限
限

平成三十八年一月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十八年一月十五日
日本銀行の本店又は支店

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

中途換金の取り扱い

(一) 式 次にうることとし、その買取金額は、平成二十年一月十五日以後において行
うることとし、その買取金額は、それぞれの算式により算出した金額とする。
九年一月十五日以後において行
る。平成二十九年七月十五日前
までは、平成二十九年七月十五日から
までの間の場合
額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} - \text{受入経過利子に相当する金額})$

なお、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満端数が生じた場合には切捨にては一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満端数が生じた場合には切捨にては一円とする。

第六十八条(平成十四年財務省令)
規定期定する受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満端数が生じた場合には切捨にては一円とする。

第六十一条(平成十四年財務省令)
規定する受入経過利子に相当する金額は、その算出結果に円未満端数が生じた場合には切捨にては一円とする。

(次号において同じ。)

額面金額 ×
—————
100

初期利子支払期の6ヵ月前の日

X

୧୮

(二) 平成二十九年七月十五日以

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ 支払われた利子に相当する金額

十八 中途換金

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
(昭和二十五年法律第七十三号)
第二十一条の四第一項に規定す

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
第二十一条の四第一項に規定す
る特定障害者扶養信託契約の受
益者及び所得税法等の一部を改
正する法律（平成二十五年法律
第五号）第三条の規定による改
正前の相続税法第二十一条の四
第一項に規定する特別障害者扶
養信託契約の受益者を含む。）
が、死亡したときにはその相続
人へ特別区を含み、居住する市町村
（昭和二年法律第六十七号）
二百五十二条の十九第一項の
指定都市にあつては、当該市又

は当該市ににおいて、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による該個人向け国債を有する者が、当該個人向け国債の中から途換金を請求することができる。この規定は、当該個人が該個人向け国債を有する者であることを証明するための算式によるものである。

(二) 領面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額) - 受入経過利子に相当する金額

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する長さ)